

問い合わせ (市外局番 093)  
 役場・教育委員会 ..... ☎ 223-0881 (代)  
 町民会館 ..... ☎ 223-0731  
 芦屋中央病院 ..... ☎ 222-2931  
 中央公民館 ..... ☎ 222-1681  
 図書館 ..... ☎ 223-3677  
 山鹿公民館 ..... ☎ 223-1892  
 芦屋東公民館 ..... ☎ 222-1981  
 総合体育館 ..... ☎ 222-0181  
 芦屋釜の里 ..... ☎ 223-5881  
 芦屋歴史の里 ..... ☎ 222-2555

## 健康・福祉



### 0歳児健康診査

- 4か月
- ▽とき 12月13日(火)
- ▽受付時間 午後1時15分～1時30分
- ▽対象 平成28年7月12日～8月15日生まれの乳児
- ※ブックスタートで絵本をプレゼントします。
- ※お母さんの歯科診察をあわせて行います。
- 10か月
- ▽とき 12月20日(火)
- ▽受付時間 午後1時15分～1時30分
- ▽対象 平成28年1月20日～2月23日生まれの乳児
- 共通項目
- ▽ところ 町民会館3階
- ▽持つてくるもの 母子健康



### 3歳児健康診査

- ▽とき 12月27日(火)
- ▽受付時間 午後1時15分～1時45分
- ▽ところ 町民会館3階
- ▽対象 平成25年10月、11月生まれの幼児
- ※対象者には案内を送ります。12月20日(火)までに届かない場合は、問い合わせてください。
- ▽問い合わせ 健康づくり係 (☎223局3533)

手帳、バスタオル、問診票とお母さんのお口の健康診査票(4か月健診のみ)

▽問い合わせ 健康づくり係 (☎223局3533)

※10月から会場が変わりました。※駐車場は、町民会館前または臨時駐車場(中ノ浜公園・役場)を利用してください。

### ばくばく教室(乳幼児食教室)参加者募集

- ▽とき 12月16日(金)・午前9時30分～午後1時(受け付けは9時15分から)
- ▽ところ 中央公民館4階調理室
- ▽対象 町内に住んでいる人
- ※年齢や性別などは関係ありません。
- ▽参加費 350円
- ▽定員 20人(先着順)
- ▽持つてくるもの エプロン、三角巾、手ふきタオル、スリッパ、筆記用具など
- ▽申し込み 12月9日(金)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

### 生活のしづらさなどに関する調査を行います

- ▽ところ 中央公民館4階調理室
- ▽対象 町内に住んでいる就学前の子どもと保護者
- ▽定員 20組(先着順)
- ▽参加費 大人350円、子ども150円
- ※離乳食は、保護者の試食のみです。
- ※子どもの食事は、満1歳6か月以上に限ります。
- ▽持つてくるもの エプロン、三角巾、手拭きタオル、スリッパ、筆記用具など
- ▽申し込み 12月15日(木)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

### 無料特設人権相談所

- ▽とき 12月10日(日)・午前10時～午後3時
- ▽ところ 町民会館2階
- ▽相談内容 家庭・相続・登記、戸籍・金銭・人権問題など
- ▽相談員 人権擁護委員
- ▽問い合わせ 障がい者・生活支援係(☎223局3530)
- ※事前に相談内容などを連絡してください。

### 人権生活相談所をご利用ください

毎月2回の定例相談のほか、随時相談を受けています。

◎12月8日(日) 橋本求相談員

◎12月22日(日) 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

## 12月3日(土)～9日(金)は障害者週間です

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223局3530)

障害者週間は、障がい者の福祉への関心と理解を深め、障がい者が社会や経済、文化そのほかさまざまな分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。障がいのある人の人格や個性を尊重し、ともに支えあう「共生社会」の実現のために、あなた自身、何ができるのかをこの機会に考えてみましょう。

芦屋町では障害者週間にあわせて、中央公民館図書館内に関連図書コーナーの設置と人権まつり会場で障がい者に関する啓発を行います。ぜひお立ち寄りいただき、障がいや障がい者のことを考えてみましょう。



### ●目が不自由な人へ

困っていても、助けを求めることが難しい場合があります。戸惑っているところを見かけたら正面から話しかけ、「あれ」「これ」ではなく具体的な情報を伝えるようにしましょう。



### ●耳が不自由な人へ

耳が全く聞こえない人だけでなく聞こえづらい人もいます。状況に応じて、大きな声でゆっくりと話しかけたり、筆談をしたりするようにしましょう。

### ●手や足の不自由な人へ

つえをついている人や車いすの人、手にまひのある人などさまざまです。動作や移動は本人の意向を尊重し、状況に応じて手助けをするようにしましょう。

### ●知的障がいのある人へ

抽象的な表現の理解が難しい場合があります。具体的な表現で伝えるように心がけ、理解しているか確認しながら話すようにしましょう。

これは障がいのある人に対する配慮の一部にすぎません。障がいがあることは見た目だけでは分からない場合もあります。困っている人がいたら、まずその人の持つ個性を理解するように心がけましょう。

### 思いやりのあるまちづくりにご協力ください

#### 「まごころ駐車場」制度

障がいのある人や高齢の人が、安心安全に施設などを利用するために設置されている駐車場です。この表示のある駐車場などは、必要としている人が駐車できるよう配慮をお願いします。

また、駐車場を所有・管理している事業者は、まごころ駐車場登録への協力をお願いします。

※登録手続きは、福岡県障害者福祉課(☎<092>643局3264)へ

